

## 【補足】

# よくわかるLPガスの保安と販売 第2次改訂版の 101頁の掲載内容について

### 101頁掲載内容について

コラム LPガス販売の方向性・考え方 2. 貸付配管の取扱い（続き）

(3) 消費配管が販売事業者の所有であることが明確なもの（貸付配管）

消費者又は建物所有者との間で合意され、いわゆる14条書面等において、利用料や中途解約の条件等が記載されている場合は、消費者に対して、その費用を請求することが出来ません。そうでない場合は、請求することはできません。

上記記載部分は、令和7年12月23日の最高裁判所におけるLPガス設備費用請求及び残存費用等請求に関する判決（以下、「最高裁判決」という。）が下される前の解釈であり、今後変更される可能性があります。

最高裁判決については、今後の実務に影響を及ぼす可能性があることから、それを踏まえた対応が経済産業省において検討されているところであり、同省見解が示されてから、正式に追補発行等の対応を行う予定です。

以上